

鳥取県農林水産部が所管する試験研究機関の競争的資金の 間接経費の執行に係る方針

鳥取県農林水産部

1 趣旨

この方針は、鳥取県農林水産部が所管する各試験研究機関が競争的資金で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）（以下「共通指針」という。）に基づき、当該経費に係る間接経費の目的、額、使途、執行方法等について、必要な事項を定める。

2 間接経費導入の目的

各試験研究機関の管理運営等に必要な経費に手当することにより、競争的資金による研究を効果的・効率的に実施する。また、研究開発環境の改善や各試験研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究の質を高める。

3 間接経費の額、使途

間接経費の額は、直接経費の30%以内に当たる額とし、具体的な使途は別表に規定する。

間接経費の額、使途は、配分機関と調整の上、競争的資金による試験研究を実施する各試験研究機関と農林水産総務課試験場総務室、又は当該試験研究機関の所管課で協議して決める。

4 間接経費の執行方法

間接経費の執行は、鳥取県会計規則（昭和39年3月30日鳥取県規則第11号）などに基づいて行う。

5 報告

競争的資金による試験研究の担当者は、農林水産総務課試験場総務室、又は各試験研究機関の所管課担当と協議して共通指針に基づく競争的資金に係る間接経費執行実績報告書を作成し、試験研究実施年度の翌年度の5月31日までに農林水産総務課試験場総務室、又は各試験研究機関の所管課担当へ送付する。

6 その他

この方針は、競争的資金の制度改正や今後の執行状況を踏まえて随時見直す。

別表

競争的資金の間接経費の主な用途

競争的資金による試験研究に関連して間接的に必要となる経費のうち、次のものを対象とする。

区分	経費の内容
管理部門に係る経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 2 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など 3 研究成果展開事業に係る経費 4 広報事業に係る経費 など
研究部門に係る経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 2 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 非常勤職員等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 3 試験場の整備、維持及び運営経費 4 ネットワークの整備、維持及び運営経費 5 図書館の整備、維持及び運営経費 6 ほ場の整備、維持及び運営経費 など